

## 新城S Cソーシャルメディア利用ガイドライン

本ガイドラインは、新城サッカークラブ（「以下、「当クラブ」という。）がチーム運営においてソーシャルメディアを適切に利用し、当クラブ活動内容紹介や会員募集情報等を有効かつ適切に情報伝達できるよう、ソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意点を定めるものである。ガイドラインを作成することで、投稿の質の担保、ユーザーとのトラブル時の対応を円滑に進めることを目的とする。

### 1 ソーシャルメディアの定義

ツイッターやインスタグラム、ホームページなど、ウェブサービスを利用してユーザーが情報を発信、あるいは相互に情報のやりとりを可能とする情報伝達媒体をいう。

### 2 ソーシャルメディアの利用にあたっての基本原則

- (1) ソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、当クラブの理念や目的に基づき、クラブを代表した発言として受け止められる可能性があることを理解し、発信内容について誤解を招かれることのないよう留意すること。
- (2) 肖像権や著作権等を侵害することがないように充分留意すること。
- (3) 次に掲げることはおこなってはならない。
  - ア. 不敬な発言や人種、思想及び信条等の差別となる発言を行うこと
  - イ. 正否が確認できない情報を発信すること
  - ウ. 他者の権利等を侵害する情報を発信すること
  - エ. 当クラブの運営や所属協会等の運営を妨げ、不利益を与える若しくは社会的信頼を毀損する発信をすること
  - オ. 当クラブのソーシャルメディア利用目的に関係のない発信を行うこと
- (4) 各ソーシャルメディアの規程を守りマナーを尊重すること。
- (5) 他のクラブに在籍する選手の個人が特定できる画像や映像を投稿する場合は、事前に該当クラブに了解を得るなど、個人情報の取り扱いやプライバシー権などに十分留意し発信すること。ただし、顔が鮮明に写っていないもの、背中や足元のみのもので、顔面部を見えないように編集をしたものはこの限りではない。

### 3 運営方法

- (1) アカウントの作成やアカウント情報の変更、フォロー対象の決定や管理は運営委員会において行う。
- (2) 情報の投稿を行う者は、あらかじめ運営委員会が認めた者に限る。
- (3) ソーシャルメディアの利用にあたり、当クラブ保護者から事前に画像等使用承諾書（1選手につき1枚）を徴することとし、指導者も同様とする。また、承諾されなかった選手若しくは指導者が映る画像や映像については使用しない。
- (4) 個人名の掲載は原則しないこと。個人名の公表が必要となった場合は該当保護者の承諾を得た上で使用する。

- (5) 投稿内容については運営委員会にて管理し、不適切な発信があった場合は運営委員会が早急に対応する。
- (6) アカウントのログインIDやパスワードについては運営委員会において適切に管理する。
- (7) ダイレクトメッセージによる問い合わせについては運営委員会により返信の要否、内容の判断等を行う。

#### 4 トラブルが発生した場合

- (1) 当クラブが発信した情報によりトラブルが発生した場合は、運営委員会において情報の修正や必要に応じて謝罪対応を行う。
- (2) 第三者間のトラブルによって生じる損害については、一切の責任を負わない。

制定：令和3年6月22日